

# 第三次薬物乱用防止五か年戦略に関する主な成果

(平成20年8月薬物乱用対策推進本部決定)

## 1. 取締り・規制の強化

- 麻薬取締官による末端乱用者や密売人等に対する徹底した捜査から、薬物密売組織の中枢に対する取締りを実施。
- 違法ドラッグ対策として、指定薬物の**迅速な指定**、**包括指定\***を導入するなど、規制強化を図った。

※包括指定: 化学構造が類似した特定の物質群を一括して指定薬物として指定すること

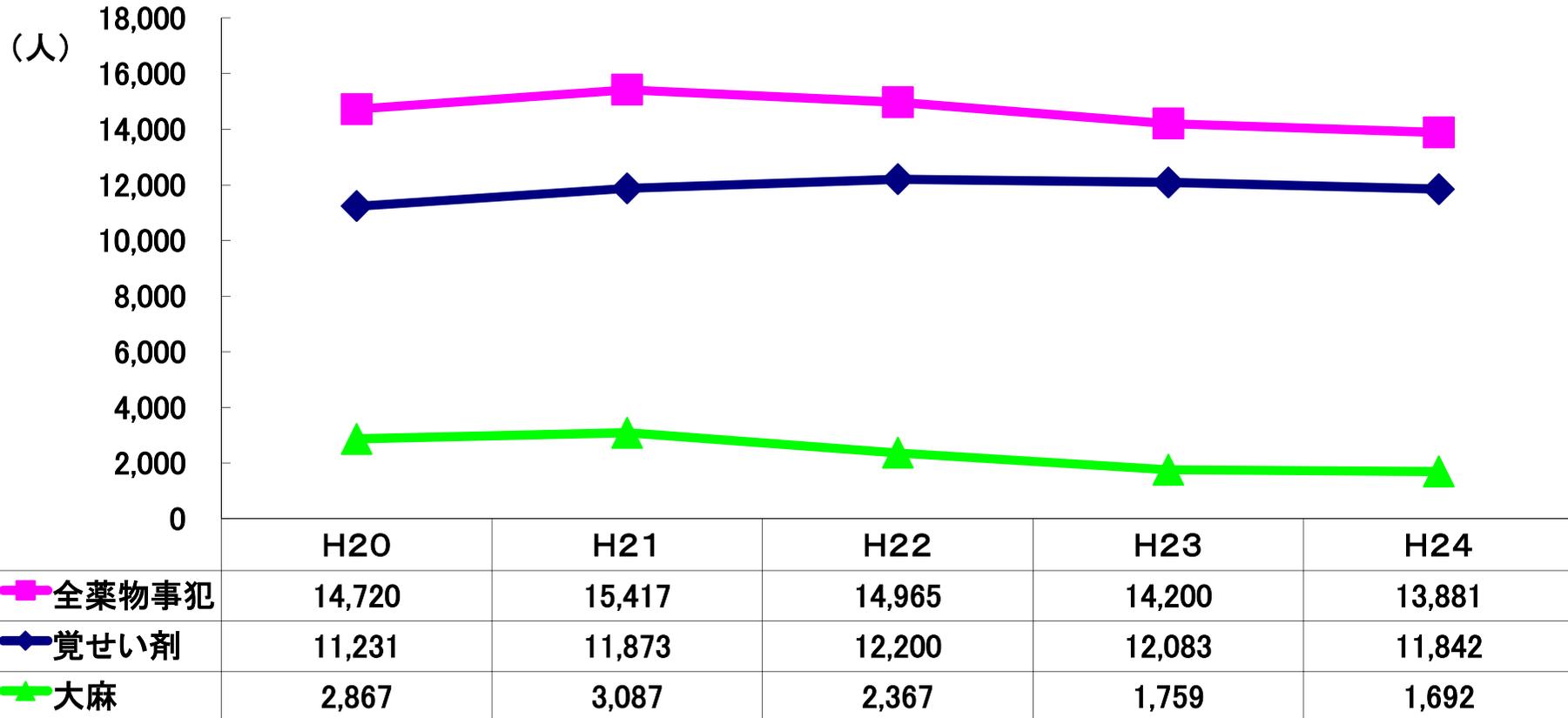
 指定薬物の数 **68物質**(平成24年4月) → **881物質**(平成25年7月)

- 「麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律」(議員立法)が、平成25年5月に成立したことにより、麻薬取締官(員)に対する取締権限の付与、指定薬物の疑いがある物品を収去できる規定が新設され、**取締体制が強化**された。

## 2. 薬物乱用防止のための啓発活動

- 全国での「ダメ、ゼッタイ。」普及運動などの街頭キャンペーンや普及啓発読本の配布などにより違法ドラッグを含む薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図った。
- 「あやしいヤクブツ連絡ネット」を開設。  
違法ドラッグ等に関する情報収集や提供、相談対応を開始した。

# 薬物事犯検挙人員の推移



○第三次薬物乱用防止五か年戦略に基づく施策により、検挙人員は減少し、一定の成果。

○しかし、全体としては依然として厳しい状況

→覚醒剤事犯の検挙人員は約1万2,000人と高止まり

→違法ドラッグ等を使用した者が二次的な犯罪や健康被害を起こす事例が多発

○薬物乱用の根絶を図るため、政府を挙げた総合的な対策を推進する必要がある。

# 第四次薬物乱用防止五か年戦略策定に向けた 今後の主な取組

薬物乱用対策推進会議において、**8月中に策定予定**

※議長:内閣府特命担当大臣(薬物乱用対策)、副議長:厚生労働大臣他5大臣

これまでの取組を引き続き積極的に推進するとともに、**新たに違法ドラッグ等の多様化する薬物乱用に関する取組を実施。**

※H24年度 脱法ドラッグ関連事件件数:76件(警察庁発表)

## 【厚生労働省における具体的な取組】

### 1. 取締り・規制の強化

#### ○多様化する乱用薬物に対する取組の強化

→引き続き、乱用薬物の成分を指定薬物として迅速に指定するとともに、新たな包括指定を実施するなど、**指定薬物の迅速かつ効果的指定を推進。**

→指定薬物に指定後も不正な流通が継続し、麻薬と同種の有害性等が確認されたものについては、毒性を調査した後、麻薬に指定し、**規制強化。**

→麻薬取締官等に付与された権限も活用し、規制薬物・指定薬物の**取締りを強化。**

→関係機関の連携を強化し、販売実態の把握に努め、販売する可能性がある店舗等に対し、指導・警告を実施。

#### ○組織犯罪対策の推進

→麻薬等の薬物の供給を断つため、組織的な薬物密売について麻薬取締部において広域的な取締りを強化する。

## 2. 薬物乱用防止のための啓発活動

### ○関係機関・団体等と連携した未然防止対策及び広報啓発の強化

→乱用拡大を防止するため、関係機関・団体等と連携して新たな乱用薬物に関する**情報提供・広報活動を的確に行う。**

(違法ドラッグ普及啓発ポスター)



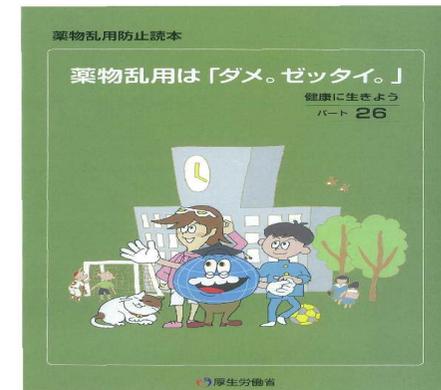
(普及啓発読本)



小学6年生保護者用



高校3年生用



青少年用